

## 京都府福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）を実施する者（以下「事業者」という。）の指定について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）、「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成18年厚生労働省告示第269号。以下「告示」という。）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号。以下「取扱通知」という。）によるほか、事業者の指定の基準その他の必要な事項を定め、もって指定講習の適正な実施及び介護保険事業の健全かつ円滑な運営を確保することを目的とする。

### （事業者の責務）

第2条 事業者は法令、この要綱、関係法令及び関係当事者間の契約を遵守するとともに、指定講習が適正に行われるよう努めなければならない。

### （指定の要件）

第3条 知事は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認められる場合、事業者として、3年間の期間を定めて指定することができる。ただし、最初の指定については、指定日の次の4月1日から3年間とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (3) 事業者の指定を受けようとする者若しくはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 第14条又は介護保険法の規定により指定若しくは許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）

ウ 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で別に定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- (4) 指定講習の事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 事業者は、事業運営上知り得た指定講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- (6) 事業者は、事業所の所在地以外で指定講習を実施する場合は、指定講習の実施場所を管轄する都道府県へ次の書類を提出すること。
  - ア 福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書の写し
  - イ 福祉用具専門相談員指定講習事業者指定通知書の写し
  - ウ 福祉用具専門相談員指定講習事業計画書
- (7) 事業者は、指定講習への出席状況等指定講習受講者に関する状況を確実に把握すること。
- (8) 事業者は、指定講習の実施状況及び指定講習修了者に関する記録を永久保存すること。
- (9) 事業者は、知事から実施調査の求め又は前号の記録の提出の指示若しくは照会があったときは、速やかに応じなければならない。

2 指定講習の事業内容に関する要件は、次のとおりとする。

- (1) 継続的に年 1 回以上、告示に定める指定講習の内容並びに取扱通知の別紙 1 の福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達評価及び内容の指針に従って開催されること。
- (2) 講習は、講義及び講習により行うものとし、その実施に当たっては、講習において知識及び技術の習得がなされていることを確認するなど適切な方法により行うこと。
- (3) 講師に関しては、次の条件を全て満たしていること。
  - ア 取扱通知の別紙 2 の講師要件表に定める各科目における講師の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
  - イ 1 の指定講習について 3 名以上の講師で担当すること。
  - ウ 演習を担当する講師については、講師 1 名につき、受講生が概ね 50 名を超えない程度の割合で担当すること。
  - エ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
- (4) 取扱通知の第 4 の(1)に定める指定講習の修了評価を行うこと。
- (5) 告示に定める講習の内容については、概ね 9 日程度で修了することとし、地域の実情等により 9 日程度で実施できない場合は、3 箇月以内の範囲内で修了すること。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、1 の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。
- (6) 講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
  - ア 開講目的

- イ 指定講習の名称及び実施場所
- ウ 事業所の所在地
- エ 指定講習期間
- オ 指定講習課程
- カ 講師氏名
- キ 修了評価の実施方法
- ク 指定講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- ケ 年間の開講期間
- コ 受講手続
- サ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

(7) 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

### 3 募集に関する要件は、次のとおりとする。

(1) 受講対象者の募集について、事業者の指定後指定講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、また、希望者には指定講習を公開し、見学等を実施すること。

(2) 指定講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うこと。

ア 令第4条第1項第1号から第8号までに定める一定の有資格者については本指定講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること。

イ 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。

ウ その他、指定講習の内容に関する重要事項

（指定の申請）

第4条 事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の指定講習の募集を開始する3箇月前までに、次に掲げる事項について福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定講習の名称及び実施場所
- (3) 事業開始予定年月日
- (4) 指定講習の担当者の連絡先

### 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 指定講習課程
- (2) 指定講習を開始しようとする年度の事業計画表及び指定講習ごとの時間割表
- (3) 講義を行う講師の一覧表及び各講師の履歴（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）、保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のある

ものに限る。)

- (4) 運営規程
- (5) 指定講習に利用する施設の名称、所在地、教室の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書
- (6) 申請者の前年度の決算書、事業実施年度の収支予算書及び指定講習ごとの収支予算書
- (7) 申請者の概要及び資産状況
- (8) 受講料等の設定方法及び改定方法
- (9) 定款その他の約款
- (10) 募集案内等受講希望者に提示する書類

（事業計画の提出）

第5条 事業者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の指定講習の募集を開始する1箇月前までに、次に掲げる事項について福祉用具専門相談員指定講習事業計画書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 前年度の事業計画との変更点及びその理由
- (2) 講習課程
- (3) 当該年度の講習課程に係る日程及び場所を記載した事業計画表並びに講習ごとの時間割表
- (4) 講義を行う講師の一覧表及び各講師の履歴（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）、保有する資格等の証明書、当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。)
- (5) 運営規程
- (6) 指定講習に利用する施設の名称、所在地、教室の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書
- (7) 指定講習ごとの収支予算書
- (8) 募集案内等受講希望者に提示する書類

（指定の更新の申請）

第6条 事業者が、第3条第1項に規定する指定期間が満了した後にも継続して事業者の指定を受けようとする場合には、期間が満了する4箇月前までに、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定更新申請書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 運営規程
- (2) 申請者の過去2年間の決算書及び翌年度の収支予算書

（変更の届出等）

第7条 事業者は、申請者又は指定講習の内容に関する事項について変更しようとするときは、福祉用具専門相談員指定講習事業者講習変更届出書（別記第4号様式）に、次に定める関係書類を添付し、その変更の日から起算して10日以内に知事に提出しなければならない。

（1）申請者に関する事項について変更する場合には、第4条第1項第1号については、法人登記簿の履歴事項全部証明書、同条第2項第9号については、変更後の定款等を添付すること。

（2）指定講習の内容について変更する場合には、変更後の講習課程のほか関係書類を添付すること。

2 事業者は、やむを得ない事情により緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で届け出るものとする。

なお、講師の緊急の変更の場合、当該科目の担当として届け出られている講師以外の者に変更することは認めない。

（名簿等の提出）

第8条 事業者は、毎事業年度終了後2箇月以内に、次に掲げる事項を記載した名簿を知事に提出しなければならない。

（1）福祉用具専門相談員の氏名及び生年月日

（2）修了年月日

（3）修了証明書の番号

（事業報告書の提出）

第9条 事業者は、毎事業年度修了後2箇月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出しなければならない。

（1）開催日時及び場所

（2）受講者数及び修了者数

（3）指定講習課程

（4）時間割表

（5）担当講師一覧

（6）収支決算書

（7）出席簿の写し

（事業の廃止、休止又は再開の届出）

第10条 事業者は、事業の廃止、休止又は再開しようとするときには、あらかじめ福祉用具専門相談員指定講習事業者講習廃止（休止・再開）届出書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

(修了証明書の交付等)

第 11 条 事業者は、指定講習の全ての課程を修了した者に限り、規則に定める様式に準じ、修了証明書及び携帯修了証明書を交付するものとする。

(講習修了の認定等)

第 12 条 指定講習受講者が、やむを得ない事情等により、指定講習の一部を受講しなかった場合であって、1 年以内に、同一の実施者が行う指定講習を受講した場合においては、当該受講内容を確認の上、取扱通知の別紙 1 の福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針を満たしていると認められた場合は、指定講習の課程を修了したものとして差し支えないものとする。

(事業者に対する指示等)

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、事業者若しくは事業者であった者若しくは事業所の従業者であった者（以下この項において「事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を指示し、事業者若しくは事業所の従業者若しくは事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業者の事業所その他の関係場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(指定の取消し)

第 14 条 事業者が、次のいずれかに該当する場合においては、知事は事業者としての指定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、当該指定講習について、第 3 条の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 事業者が、前条の指示を受けてこれに従わなかったとき。
- (3) 事業者が、不正の手段により第 3 条の指定を受けたとき。
- (4) 事業者が、知事に対し、故意に虚偽の内容を提出したとき。
- (5) 事業者が、第 11 条の規定に反して、指定講習の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。

(指定等の公表)

第 15 条 知事は、この要綱に基づき、事業者の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公示するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 24 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に第 11 条の規定により改正前の別紙 3 により交付されている修了証明書及び携帯修了証明書については、改正後の別紙 3 による修了証明書及び携帯修了証明書とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 26 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降に行う事業者の指定及び講習の実施について適用する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日より前に開始された講習については、なお従前の例によることができる。
- 3 平成 27 年 3 月 31 日までの間に第 11 条の規定により改正前の別紙 3 により交付されている修了証明書及び携帯修了証明書については、当分の間、改正後の規則に準じた様式による修了証明書及び携帯修了証明書とみなす。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。